

上田市低入札価格調査制度実施要領

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、落札者を決定するための低入札価格調査制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査対象入札)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、建設工事及び建設工事関連業務に係る入札のうち、総合評価落札方式を適用する入札（以下「調査対象入札」という。）とする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号により算定した価格とする。

- (1) 算定対象は、予定価格から消費税及び地方消費税を減じて得た額（以下「入札書比較価格」という。）以下の入札者のうち、入札書比較価格以下で入札書比較価格に10分の8.95を乗じた額（百円の位を四捨五入。）以上の入札金額で算出した平均値（小数第1位を四捨五入。）に「標準偏差×1.5」を加算及び減算した額（小数第1位を四捨五入。）の範囲以内の価格の入札者（以下「算定対象者」という。）とする。
 - (2) 算定対象者が3者未満の場合には、入札書比較価格に10分の9.2を乗じた額（百円の位を四捨五入。）を調査基準価格とする。
 - (3) 算定対象者が3者以上の場合には、算定対象者の入札価格を平均した額（百円の位を四捨五入。）を調査基準価格とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じた額（百円の位を四捨五入。）未満の場合には、入札書比較価格に10分の9.2を乗じた額（百円の位を四捨五入。）を調査基準価格とし、入札書比較価格に10分の9.45を乗じた額（百円の位を四捨五入。）を超える場合には、入札書比較価格に10分の9.45を乗じた額（百円の位を四捨五入。）を調査基準価格とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、建設工事等業者選定委員会において特に必要があると認めるときは、調査基準価格を、入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額（百円の位を四捨五入。）とすることができる。
- 3 調査対象入札の予定価格調書には、調査基準価格又はその算定方法を記載するものとする。

(失格基準価格)

第4条 前条の規定により設定した調査基準価格を設定した場合は、失格基準価格を、調査基準価格から入札書比較価格に10分の0.25を乗じた額（百円の位を四捨五入。）を減じた額（百円の位を四捨五入。）とする。ただし、前条第2項の規定により調査基準価格を

設定した場合は、失格基準価格を、調査基準価格未満の額（百円の位を四捨五入。）で設定することができるものとする。

- 2 前項で設定した失格基準価格を下回った入札を行った者は、失格とする。
- 3 失格基準価格を設定した場合は、予定価格調書に失格基準価格を記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 調査基準価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、次の各号に掲げる事項について周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格の設定の有無
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査対象となった者は、発注者の行う調査に応じなければならないこと。
- (5) 調査に関する書類と判断結果は、原則として公開又は公表されること。
- (6) 調査を経て契約を締結した工事には、契約締結や履行に対して要件があること。

（入札の執行）

第6条 入札の結果、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札者全員に対し、本要領による調査を実施するため、落札者は後日決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。

（調査対象者への通知）

第7条 当該調査対象入札を執行した担当課長（以下「入札担当課長」という。）は、前条の規定により、調査基準価格を下回る価格で入札を行った落札候補者（以下「調査対象者」という。）に対し、第8条に規定する調査を実施する旨を通知する。

- 2 入札担当課長は、指定した期日までに調査対象者から落札候補者辞退届の提出があったときは、次順位者を落札候補者とし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、第8条に規定する調査を実施するものとする。
- 3 前項において落札候補者を辞退した者が、当該年度内に当該辞退を含め3回以上、当市における調査を辞退した場合は、上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱別表第2（第2条関係）第10号（不正又は不誠実な行為）の措置を適用するものとする。

（調査の実施）

第8条 入札担当課長は、調査対象者から次に掲げる書類の提出を第7条第1項の通知の翌日から原則3日以内までに求めるとともに、事情聴取を行う場合は、これに協力するよう求めるものとする。

- (1) その価格により入札した理由書（様式第1号）
- (2) 入札価格の内訳書（様式第2号）

- (3) 手持ち工事（業務）状況（様式第3号）
- (4) 手持ち資材一覧（様式第4号）
- (5) 資材購入先一覧（様式第5号）
- (6) 手持ち機械一覧（様式第6号）
- (7) 従事者の確保計画（様式第7号）
- (8) 工種別従事者配置計画（様式第8号）
- (9) 建設副産物の搬出処理（様式第9号）
- (10) 配置予定技術者名簿（様式第10号）
- (11) 過去の受注状況（様式第11号）
- (12) その他調査に必要な書類

2 入札担当課長は、前項の書類のほか、必要に応じて、調査対象者の次に掲げる事項について確認する。

- (1) 前年及び前々年に市が発注した工事の成績状況
- (2) 経営状況（過去1年間に受注した公共工事等の契約保証の状況等）
- (3) 信用状況（建設業違反、下請け代金の支払い遅延、賃金不払い等）
- (4) その他調査に必要な事項

3 入札担当課長は、当該調査対象入札に係る関係部課長等で構成する調査審査委員会を設置し、調査審査委員会において、前2項の資料に基づき、適正又は確実な履行が可能かを判断し、調査結果を低入札価格調査調書に取りまとめる。

（調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第9条 入札担当課長は、調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者に対しては、入札結果の公表により知らせるものとする。

（調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第10条 入札担当課長は、調査の結果、調査対象者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査対象者に対し、理由を添えて落札しない旨を通知するとともに、次順位者に対し、落札候補者とする旨を知らせるものとする。

2 次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、第8条に規定する調査を実施するものとする。

（調査結果等の公表）

第11条 調査対象者から提出された書類並びに調査及び審査に関する書類は、原則として閲覧により公表する。ただし、次の各号に掲げる事項については、公表しないことができる。

- (1) 調査対象者に著しい不利益を与える内容
- (2) 契約の履行及び他の競争入札の執行に支障を来たすおそれがあるもの

(監督体制等の強化)

第 12 条 事業担当課長は、当該契約に係る監督体制を強化することとし、監督職員は、段階確認及び施工検査等を行うに当たり、立ち会うことを原則として、入念に行うとともに、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載内容に沿って実施されているかどうかの確認を併せて行い、実際の施工等が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴取するものとする。

2 契約検査課長は、当該契約に係る建設工事等の検査体制を強化することとし、検査職員は、中間検査等を行うものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する入札から適用する。